

特集 3 津波対策推進マニュアル 検討報告書の概要

震災対策室



1 検討の経緯

わが国は地震多発国であり、過去に多くの津波被害が発生している。全国3,241市町村（平成14年4月1日現在）のうち海岸線等を有する市町村は約3分の1にあたる1,021にもおよぶ。歴史津波をみても、平成5年の北海道南西沖地震を含め、明治以降、死者100人以上の被害をもたらした津波は7回を数える。

防潮堤、水門、^{りっこう}陸閘等の津波防災施設、防災行政無線等の整備が進む一方で、津波浸水予測図の作成、避難対象地域の指定、避難場所や避難路の指定、避難勧告等の情報伝達等を定めた津波避難計画を策定している市町村は少なく、ソフト面の津波避難対策を充実する必要がある。

このため、学識経験者及び地方公共団体の委員で構成する「津波対策推進マニュアル検討委員会（委員長：廣井脩東京大学社会情報研究所長）」において、津波避難計画を策定する際に留意すべき事項等についての検討を行った。



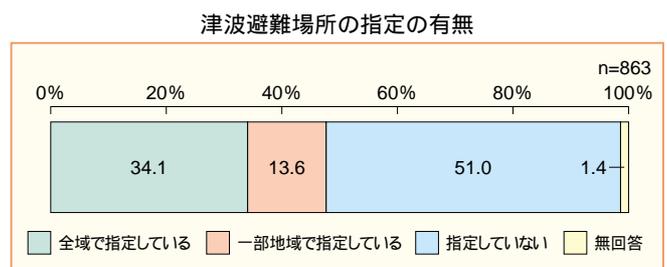
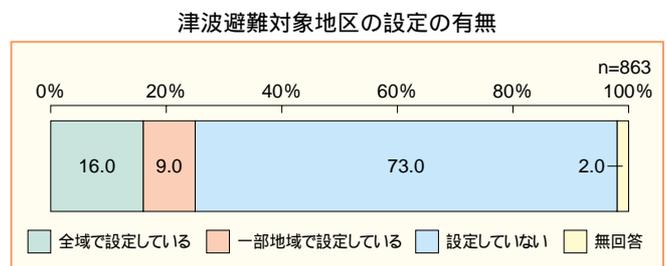
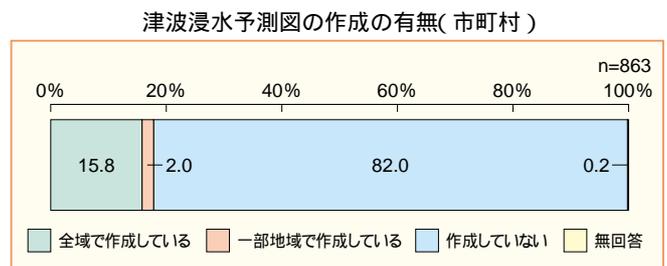
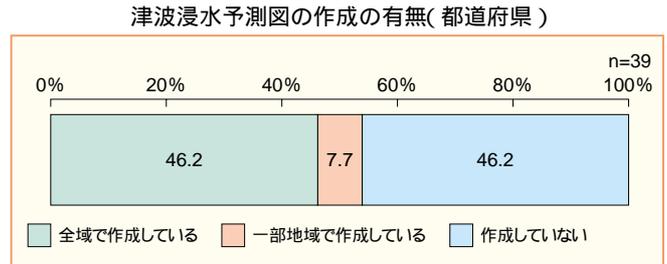
2 報告書の概要

報告書では、海岸線等を有する地方公共団体の津波対策の現状分析を行い、都道府県、市町村及び住民等の役割を提案するとともに、「市町村における津波避難計画策定指針」及び「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」を示している。

報告書の概要は次のとおりである。

(1) 都道府県及び市町村の津波対策の現状

- ア 津波避難計画の基礎となる「津波浸水予測図」の作成率が低い（作成率：都道府県54%、市町村18%）。
- イ 市町村が津波避難計画を策定する際の指針を作成している都道府県が少ない（作成率18%）。



- ウ 避難対象地域、避難場所、避難路を指定している市町村が少ない（避難対象地域指定有25%、避難場所指定有48%、避難路指定有11%）。
- エ 津波避難訓練の実施率が低い。また、訓練実施にあたっては、観光客等の外来者の訓練参加が低い。

(2) 都道府県、市町村及び自主防災組織等の住民等の役割

- ア 海岸線等を有する全ての市町村が津波避難計画を策定する。過去に津波被害が発生していない市町村においても、津波注意報、津波警報が発令さ

れた場合の対応を定める。

イ 津波避難計画の策定にあたっては、都道府県、市町村及び住民等が次のような役割を果たす。

都道府県

- ・市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定
- ・市町村に対する津波避難計画策定の支援
- ・津波浸水予測図の作成及び公表

市町村

- ・市町村全体の津波避難計画の策定
- ・地域ごとの津波避難計画の策定支援

住民等

- ・住民参加・参画による地域ごとの津波避難計画の策定

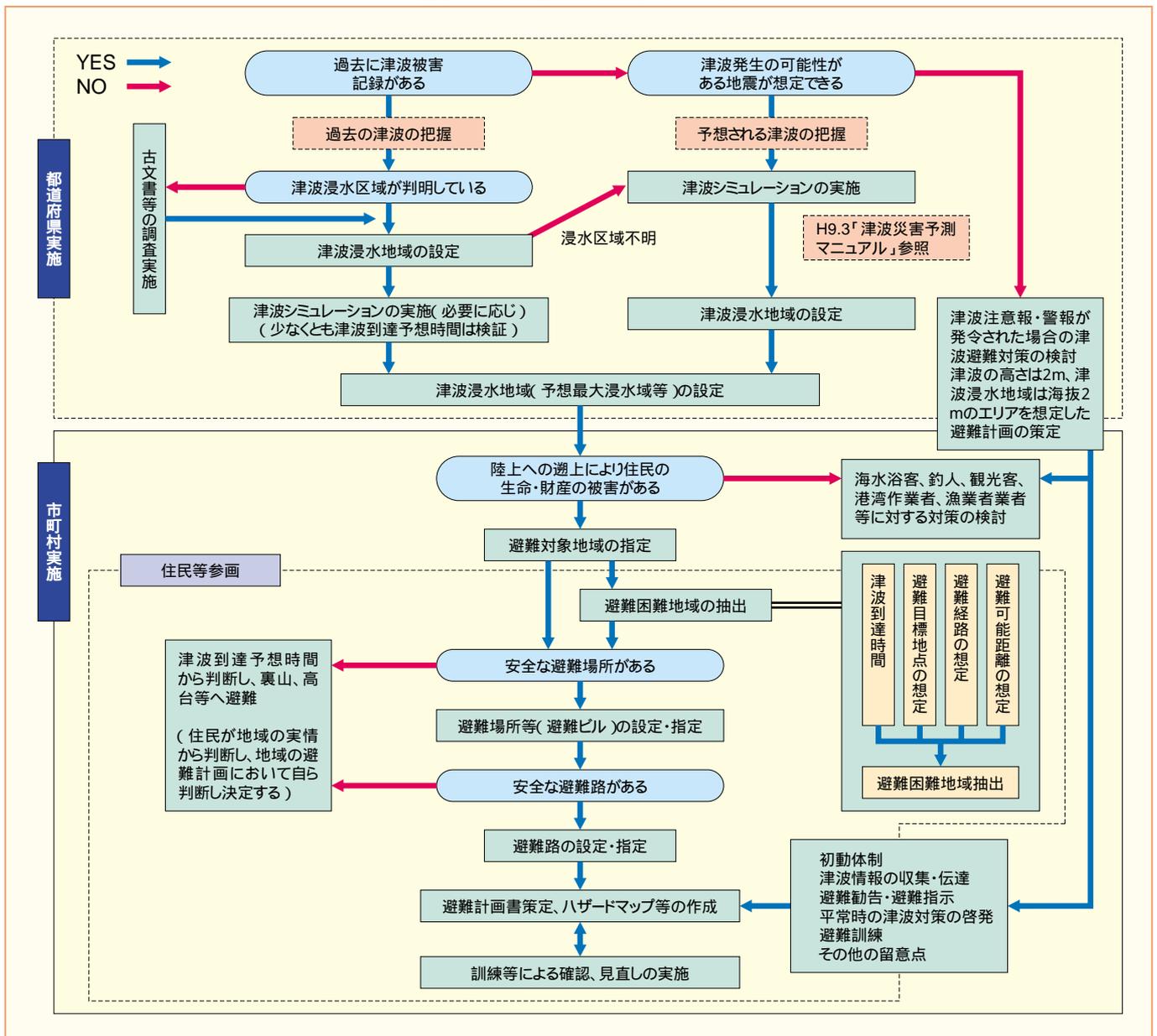
(3)「市町村における津波避難計画策定指針」の内容

- ア 津波避難計画策定のフロー図（別添1）に沿った津波避難計画の策定。
- イ 津波避難計画の概念図（別添2）による避難計画の概要の把握。
- ウ 津波浸水予測図の作成、避難対象地域の指定、避難場所・避難路の指定、初動体制の確保、情報伝達、避難勧告・指示の発令、津波防災啓発、避難訓練等の実施等にあたっての留意事項の解説。

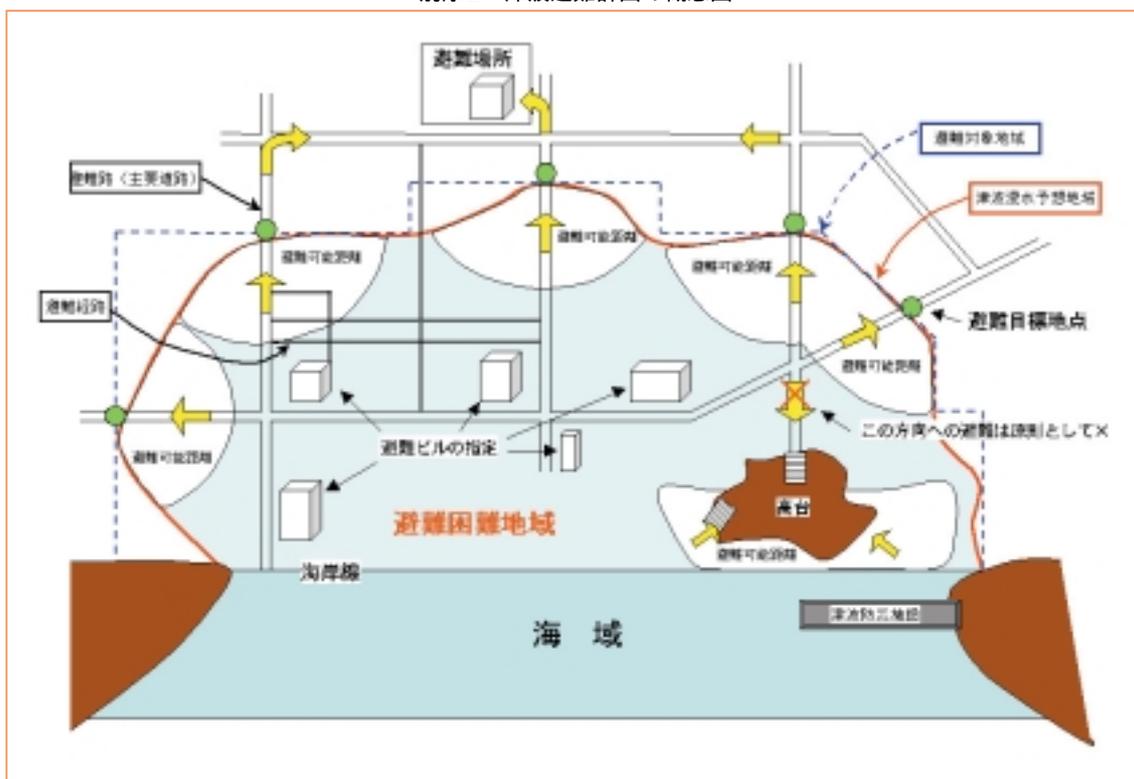
(4)「地域ごとの津波避難計画策定マニュアル」の内容

- ア ワークショップの開催
地域の住民等は、津波避難計画策定に参画すると

別添1 津波避難計画策定のフロー図



別添2 津波避難計画の概念図



ともに、防災リーダーとして「地域の防災力」の向上を図る。

イ ワークショップのメンバー

地域住民等、市町村防災担当職員、都道府県防災担当職員や学識経験者等

ウ ワークショップでの役割

- ・住民等は、主体的にワークショップを開催・運営する。
- ・市町村は、住民等に対してワークショップの開催を促すとともに、その運営に参画する。
- ・都道府県は、ワークショップの運営を支援する。

エ ワークショップの検討内容

(ア) 津波の危険性の理解を深める

ワークショップの目的、地震・津波災害、地域の危険性等を知る。

(イ) 津波からの避難方法等を考える

避難開始時期、情報伝達体制、避難場所、避難路、避難の際にとるべき防災対応、避難時持出品等を検討する。

(ウ) 今後の津波対策を考える

住民によるアクションプラン（津波避難計画の実効性を確保するための研修会や訓練の

実施、津波避難マップなどの作成・配布、災害弱者への支援対策等）を提案する。



3 おわりに

東海地震、東南海・南海地震等の海溝型地震の発生の切迫性が指摘されている。駿河トラフから南海トラフに至る地域に発生するこれらの地震は、概ね100年から150年の間隔で繰り返し発生しており、その規模はマグニチュード8クラスである。その被害は、地震の揺れによる被害もさることながら、津波により関東から九州に至る太平洋沿岸を中心に広域かつ甚大なものとなることが予想される。

津波対策において大切なことは、「住民等が海岸付近で強い地震の揺れやゆっくりとした揺れを感じたときは、急いで安全な場所に避難すること。」である。こうした津波に対する心得を住民等に周知するとともに、津波避難対象地域、避難場所、避難路等を定めた津波避難計画を策定することが重要である。

消防庁としても、本報告書を踏まえ、地方公共団体や住民等が津波避難計画を策定するよう要請、支援していくこととしている。